（案）

契　約　書

件名：令和９年度高速２号東山線緑橋受電所の電気需給契約

発注者　名古屋高速道路公社と受注者　　とは、緑橋受電所で使用する電気の受給に関し次の条項により電気需給契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　受注者は、別紙仕様書に基づき発注者の緑橋受電所で使用する電力の需要に応じて安定的に供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第２条　契約金額は別紙「契約単価一覧表」のとおりとする。なお、別紙「契約単価一覧表」中の基本料金単価及び電力量料金単価は消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により算出した取引に係る消費税及び地方消費税の額を含むものとする。

（契約期間）

第３条　契約期間は、令和 9 年 4 月 1 日 0 時 00 分から令和 10 年 3 月 31 日 24 時 00 分までとする。

（契約保証金）

第４条　契約保証金は、免除する。

（権利義務等の譲渡禁止）

第５条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（危険負担等）

第６条　契約金額は、契約履行完了に至るまでの一切の経費を含むものとする。

２　契約の履行前に発注者及び受注者のいずれの責めに帰することができない理由により生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、受注者が善良な管理者としての注意を怠らなかったと認められるときは、発注者は相当の損害を負担することができる。

（秘密の保持）

第７条　発注者又は受注者は、この契約の履行に関し知り得た互いの秘密を第三者に漏らしてはならない。

（使用電力量の増減）

第８条　発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力の変更）

第９条　契約電力を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議の上変更するものとする。

２　発注者が前項の規定によらないで契約電力を超過した場合は、超過金の支払いについて発注者と受注者とが協議を行い、超過金の支払いが適当であると認められたときは、発注者は当該協議において決定された金額を超過金として受注者に支払うものとする。

３　非常時（トンネル内事故・火災等発生時）に契約電力を超過する場合にも、受注者は確実に電力を供給するものとする。

（契約金額の変更）

第 10 条　契約後において受注者の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、発注者と受注者とが協議の上価格を改定することができる。

（計量及び検査）

第 11 条　受注者は、発注者の最大需要電力（需要電力の最大値であって、３０分最大需要電力計により計量される値をいう。）及び使用電力量を毎月１日の０時から当該月の最終日の２４時までの期間に電力量計により記録された値により計量し、その結果について、発注者の指定する職員による検査を受けなければならない。

２　検査の方法その他その実施のために必要な事項は、設置される計量器の状況等に応じて、発注者と受注者協議のうえ、取り決めるものとする。

（電気料金及び代金の支払等）

第 12 条　受注者は、第 11 条に定めた検査終了後、検針日から 6 日以内に適法な請求書をもって電気料金を請求することができる。ただし、これによりがたい場合は、事前に申出をして変更することができる。

２　前項の電気料金は、契約単価一覧表に規定する基本料金単価に契約電力を乗じた額（以下「基本料金」という。）、電力量料金単価に使用電力量を乗じた額、燃料費調整制度に基づく燃料費調整額（取引に係る消費税及び地方消費税を含む)及び再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電促進賦課金額（取引に係る消費税及び地方消費税を含む)の合計金額とする。ただし、その金額に１円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

３　前項の基本料金は、契約基本単価に契約電力を乗じ算出するものとする。力率割引又は割増を適用する場合は、その１月の力率が 85 パーセントを上回る場合は、その上回る１パーセントにつき適用額を１パーセント値引きし、85 パーセントを下回る場合は、その下回る１パーセントにつき適用額を１パーセント割増するものとする。

４　発注者は第 1 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から３０日以内にこれを支払わなければならない。ただし、これによりがたい場合は、事前に発注者と受注者とが協議のうえ、取り決めるものとする。

５　第 4 項の電気料金の支払いを遅延したときは、発注者は政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条の規定に基づいて年 3.0 パーセントの遅延利息を受注者に支払わなければならない。ただし、その金額に１円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

６　発注者は､受注者から請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、発注者は、その事由を明示してその請求書を受注者に返付することができる。この場合においては、当該請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した請求書を受理した日までの日数は、支払期日を延長するものとする。その請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失による場合は、適法な請求書の提出があったものとしないものとする。

（契約の解除）

第 13 条　発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとし、これがため受注者に損害が生じても発注者はその責を負わないものとする。

一　受注者がこの契約の条項に違反したとき

二　受注者が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと発注者が認めたとき。

三　受注者が正当な事由により解約を申し出たとき。

四　受注者が故意に契約の履行を遅延し、又は品質数量に関し不正な行為があったとき。
五　受注者が発注者の行う検査等に際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
2　受注者は、発注者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとし、これがため発注者に損害が生じても受注者はその責を負わないものとする。
一 発注者がこの契約の条項に違反し、その違反によって本契約の履行が不可能となったとき。
二 発注者が正当な事由により解約を申し出たとき。
3　第1項第一号から第五号により契約を解除した場合、即納した電気があるときは、発注者において調査し、相当代価を受注者に支払うものとする。
（談合等不正行為があった場合の違約金等）
第14条　受注者は、本件契約に関し、次の各号のいずれかに該当したときは、発注者に対して契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。次項において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者が指定する期間内に支払わなければならない。
一　受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者を構成事業者とする事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
二　納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者を構成事業者とする事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされるとき。
三　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
四　受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）に刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
2　受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、発注者に対し前項に規定する契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
一　前項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
二　前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三　受注者が発注者に名古屋高速道路公社一般（指名）競争入札心得第 7 条の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3　受注者が前各項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（債務不履行による損害賠償）

第 15 条　第 13 条第 1 項の規定により契約を解除した場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

（履行遅滞による違約金）

第 16 条　受注者は、この契約に基づく電気の供給ができなかったときは、違約金を発注者に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると発注者が認めた場合は、この限りでない。

2　前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額に対し年 14.5 パーセントの割合で算出した額とする。

（管轄裁判所）

第 17 条　この契約に関する訴訟については、名古屋地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

（補則）

第 18 条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

本契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　　名古屋市中区栄一丁目８番１６号

名古屋高速道路公社

理事長　松井　圭介

受注者

契約単価一覧表（税込）

期間（月）	基本料金（税込） （１キロワット、１月当たり）		電力量料金（税込） （１キロワット時当たり）	
	常時電力	予備電力	種別	単価
令和　９年　４月	円	円		円
５月	円	円		円
６月	円	円		円
７月	円	円		円
８月	円	円		円
９月	円	円		円
１０月	円	円		円
１１月	円	円		円
１２月	円	円		円
令和１０年　１月	円	円		円
２月	円	円		円
３月	円	円		円

※1. 契約書第１２条第３項に定める力率割引は、常時電力基本料金に適用するものとする。

※2.「種別」には該当する電気料金プランがある場合に記載するものとする。